

「陸上自衛隊小平駐屯地納涼祭野外売店」

募集要領

陸 上 自 衛 隊 小 平 学 校

募 集 要 領

1 概 要

東京都小平市喜平町2丁目3-1に所在する陸上自衛隊小平駐屯地において、実施される駐屯地納涼祭にて、職員及び来隊者等の利便性を確保するため、野外交店を設置及び販売する業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者
- (2) 各契約機関等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できる者
- (4) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・体制を有する者
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、反社会的勢力及び暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) (1)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

住所：東京都小平市喜平町2丁目3-1（名称：陸上自衛隊小平駐屯地）

4 野外交店募集要領・仕様書の配布

野外交店募集要領・野外交店仕様書の配布（土・日・祝祭日除く。）

(1) 期 間

令和4年2月10日（木）～ 令和4年2月21日（月）

(2) 場 所

ア 陸上自衛隊小平学校厚生課共済班

（住所）東京都小平市喜平町2丁目3-1

（電話）042-322-0661内線（313）

イ 陸上自衛隊小平駐屯地公式ウェブサイト

(<http://www.mod.go.jp/gsdf/kodaira/index2.htm>)「入札公告」参照

5 設置条件

(1) 設置方法

ア 国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条に基づく行政財産の使用許可により設置する。

イ 原則として1業者1店舗とする。（設置場所：陸上自衛隊小平駐屯地内、細部位置は当方指定の場所とします。）

(2) その他

出店場所については業種毎の抽選とし、その他仕様書のとおりとする。

6 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、下記のとおり、アの提出書類をイの提出場所にウの提出期限までに提出すること。なお、提出された書類は、返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書 1部（別紙様式第1）

(イ) 企画提案書 6部（別紙様式第2（ホッチキス止めとし、簡単な装丁にしてください。））

※ 以下の事項を必ず記載又は資料を添付すること。

- ・ 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）
- ・ 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
- ・ 省エネルギー、環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
- ・ 衛生管理方法
- ・ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
- ・ 野販売店営業方針
- ・ 会社概要（任意様式、パンフレット可）
- ・ その他のアピールポイント
- ・ 役員名簿（別紙様式第4）

(ウ) 業務確約書 1部（別紙様式第5）

(エ) 戸籍抄本 1部（法人である業者にあつては、登記簿謄本） ※コピー不可

(オ) 営業経歴書 1部（任意様式）

（会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等。）

(カ) 財務諸表 1部（直近のもの）

個人：直近の所得税青色申告決算書、確定申告書等（申請後直前1年以内に税務署に提出したもの。）

法人：直近の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等（申請後直前1年以内に税務署に提出したもの。）

- (キ) 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書 1部 ※コピー不可
(個人：その3の2、法人：その3の3)
 - (ク) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し 1部
※ 国の競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格審査結果通知書」の写し(エ)、(オ)、(カ)及び(キ)に定める書類に代えることができる。
 - (ケ) 印鑑証明書 1部 ※コピー不可
 - (コ) 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し 1部（営業許可が必要な業種のみ）
 - (ク) 委任状 1部（別紙様式第6）
 - (シ) 暴力団排除に関する誓約書 1部（別紙様式第7）
- ※ (エ)、(キ)、(ク)の公的書類は、原本を提出することとし、発行後3ヶ月以内に取得したものとする。

イ 提出先

〒187-8543

東京都小平市喜平町2-3-1

陸上自衛隊小平学校 総務部 厚生課 共済班 担当 共済班長

電話 042-322-0661（内線313）

ウ 提出期限

令和4年2月28日（月）

- (2) 次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ その他、違反と認められる場合

- (3) 提案修正の禁止

提案書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、業者選考会により20業者を決定する。ただし、計画の変更により若干の増減があるものとする。

なお、選考結果については、異議を申し立てることができないものとする。

8 決定日

令和4年4月下旬（予定）

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊小平学校長 殿

本社（店）所在地：

商号又は名称：

代表者の氏名：
ふりがな

印

法人・個人の別： 法人 ・ 個人

担当者氏名：
ふりがな

電 話：

F A X：

東京都小平市喜平町2丁目3－1に所在する陸上自衛隊小平駐屯地において、野外交渉店を設置し、販売を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企画提案書（2枚以内）

会 社 名 :

設 置 希 望 業 種 :

ア 主な販売予定品目・販売価格表（別紙様式第3）
イ 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字以内）
ウ 省エネルギー・環境対策・ゴミ・廃棄物の処分方法（200字以内）
エ 衛生管理（200字以内）

オ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法（２００字以内）
カ 陸上自衛隊小平駐屯地における営業方針（２００字以内）
キ 会社概要 （１） 本社所在地 （２） 設立年月日 （３） 資本金 （４） 従業員数 （５） 店舗数 （６） 売上高
ク その他のアピールポイント（２００字以内）

主な販売予定品目・販売価格表

[illegible]

令和 年 月 日

[illegible]

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊小平学校長 殿

「陸上自衛隊小平駐屯地における野外交店を設置及び販売の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適切に履行できることを確約します。

本社（店）所在地：

商号又は名称：

代表者の氏名：

印

法人・個人の別： 法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

委任状

代理人
小平駐屯地納涼祭
実行委員長 小川 隆 宏 殿

下記について、委任します。
ただし、使用許可書に付される全ての条件について遵守します。

記

- 1 小平駐屯地納涼祭における国有財産(土地)の使用許可手続について
- 2 上記に関連する会計処理について

令和 年 月 日

住 所

会社(団体)名

代 表 者 名

印

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

誓 約 書

- ☐ 私
- ☐ 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式7により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件(使用許可物件)を第三者に転貸または賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件(使用許可物件)を使用するに当たって、暴力団または暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、当要求または業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長

北 関 東 防 衛 局 長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印

※申請印は登録印を使用してください。